

第2章 道路占用

1. 占用の種別

(1) 道路占用

道路種別	管理者
1. 国 道	国土交通大臣
2. 県 道	県 知 事
3. 市 道	市 長
4. 農 道	市 長
5. 里 道	国土交通大臣
6. 区画道路	市 長

(2) 河川占用

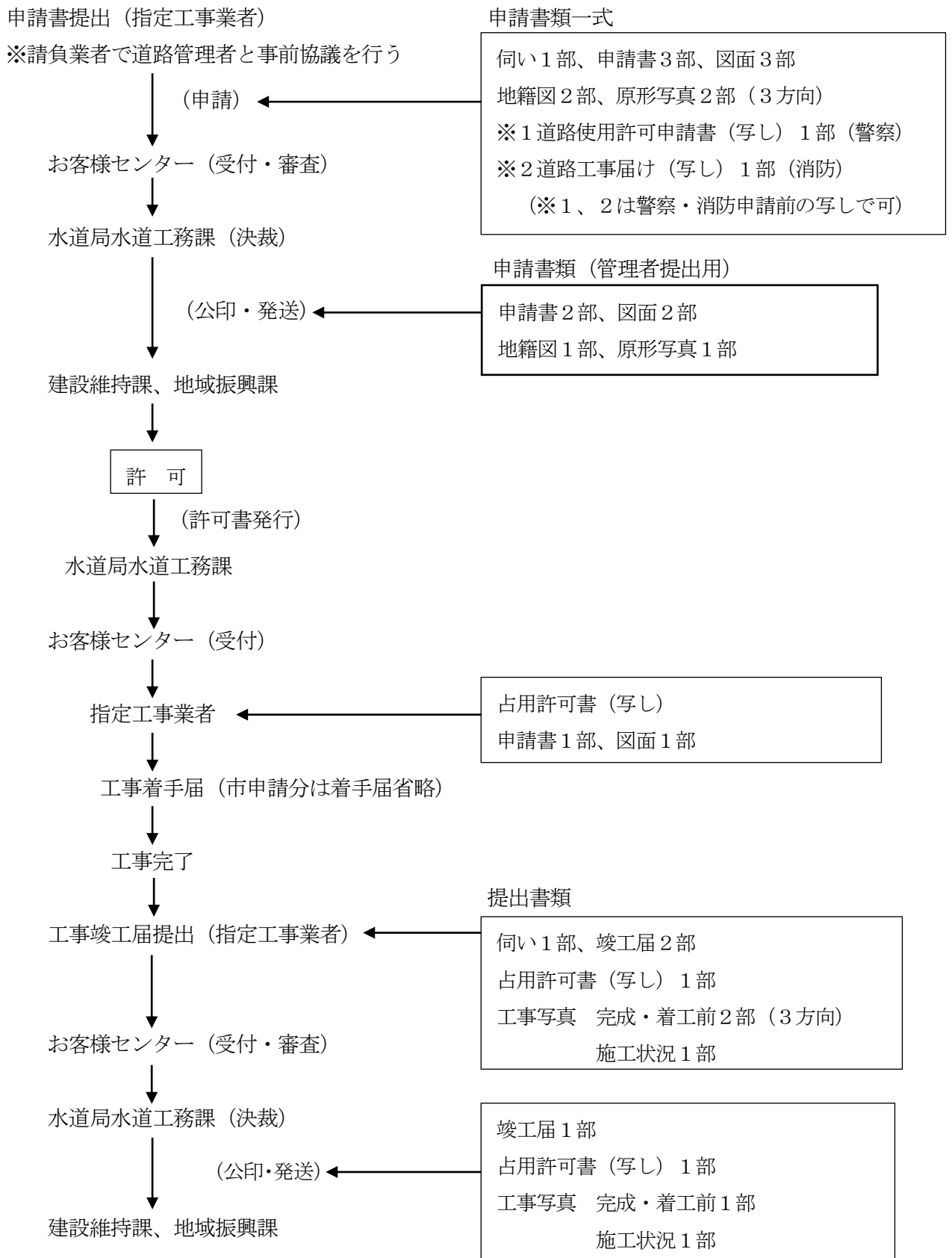
種類	管理者
1. 1級河川 (指定区間外区間)	国土交通大臣
" (指定区間)	県 知 事
2. 2級河川	県 知 事
3. 準用河川	市 長
4. 普通河川	市 長

(3) その他の占用

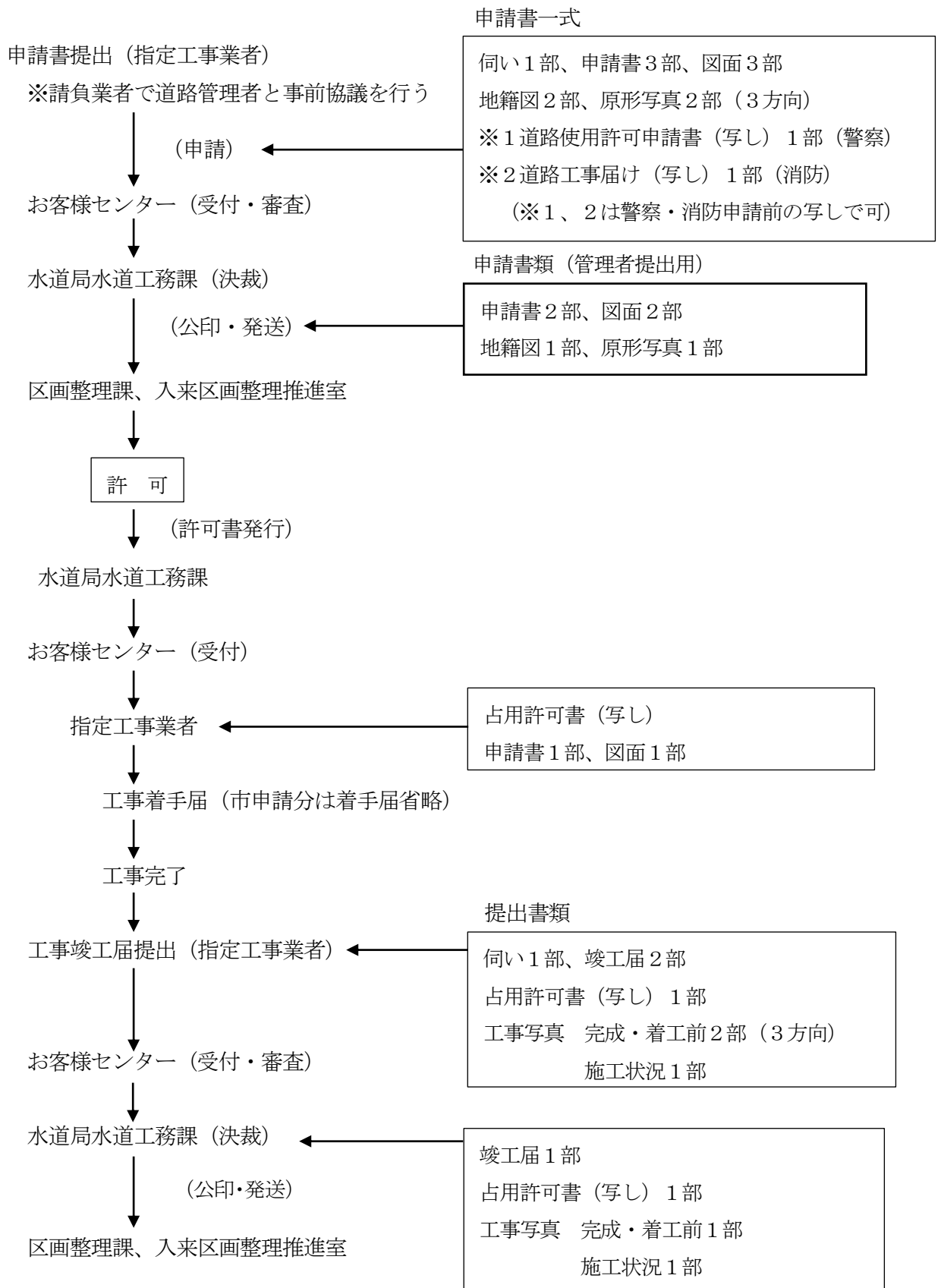
1. 鉄道用地
2. 国有林野
3. 港湾施設用地
4. その他

2. 道路占用許可申請の手続き

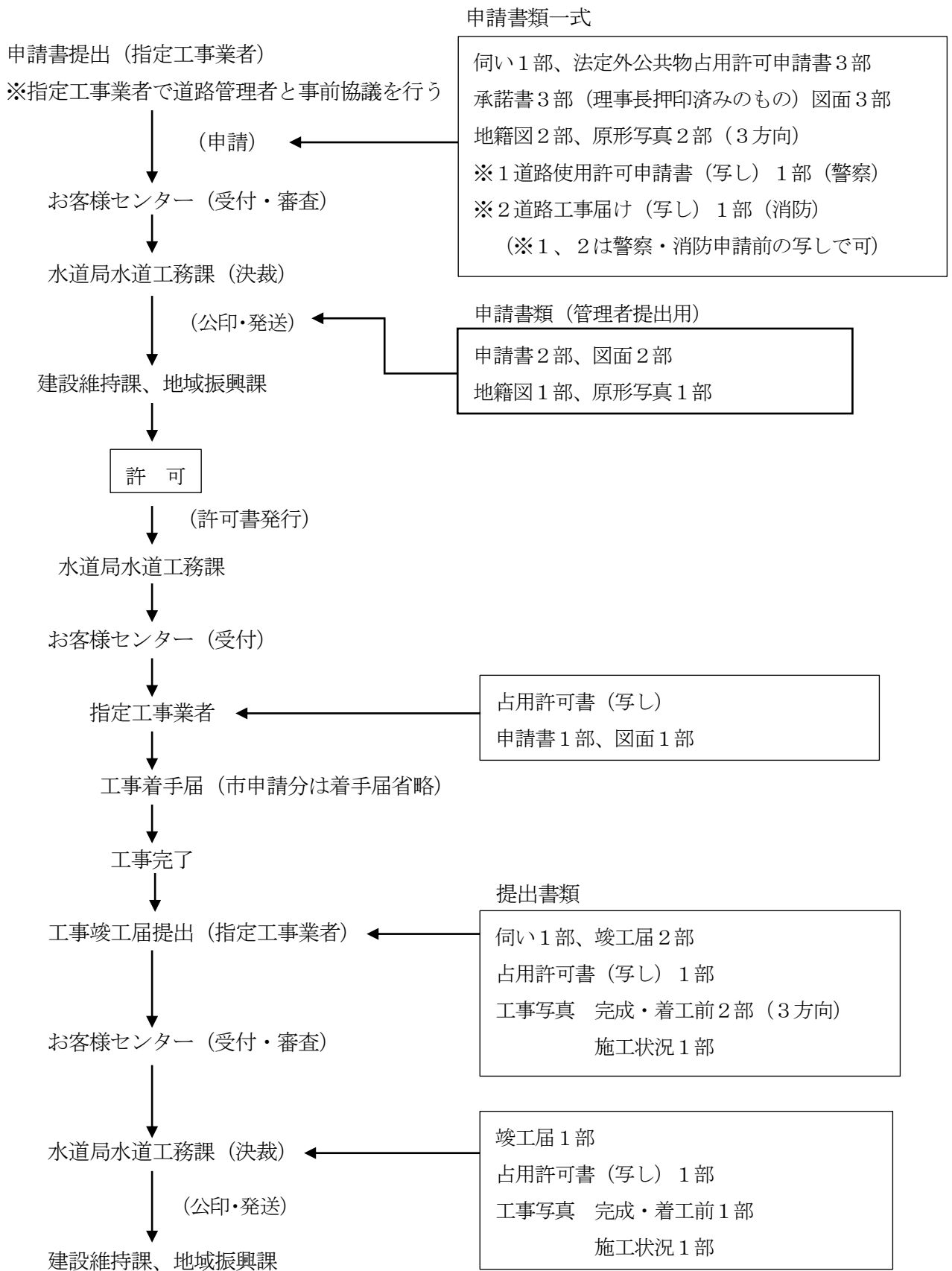
(1) 市道申請の場合（本庁 建設維持課、支所 地域振興課）



(2) 区画道路申請の場合（本庁 区画整理課、 入来支所 入来区画整理推進室）

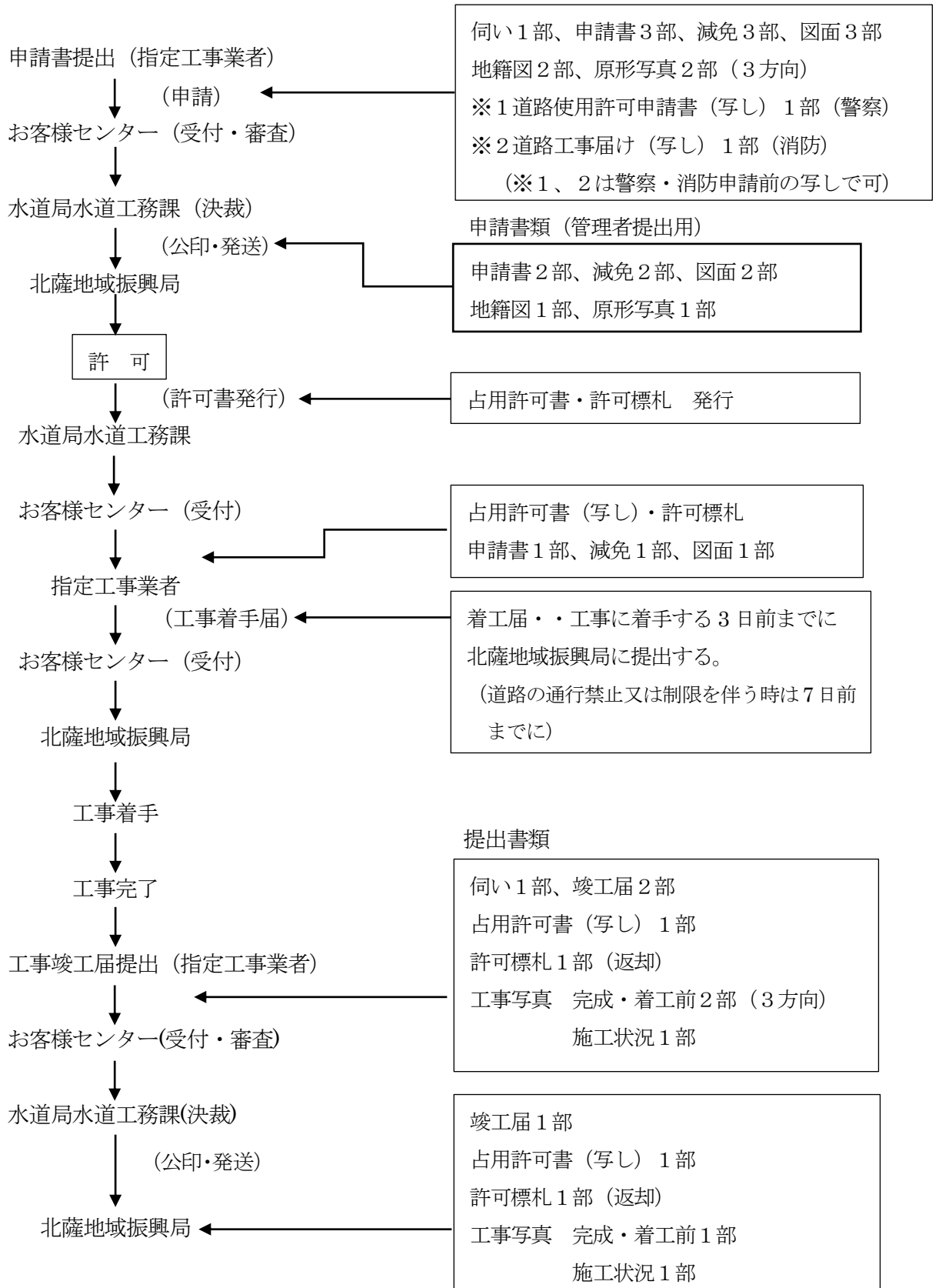


(4) 里道申請の場合 (本庁 建設維持課、支所 地域振興課)



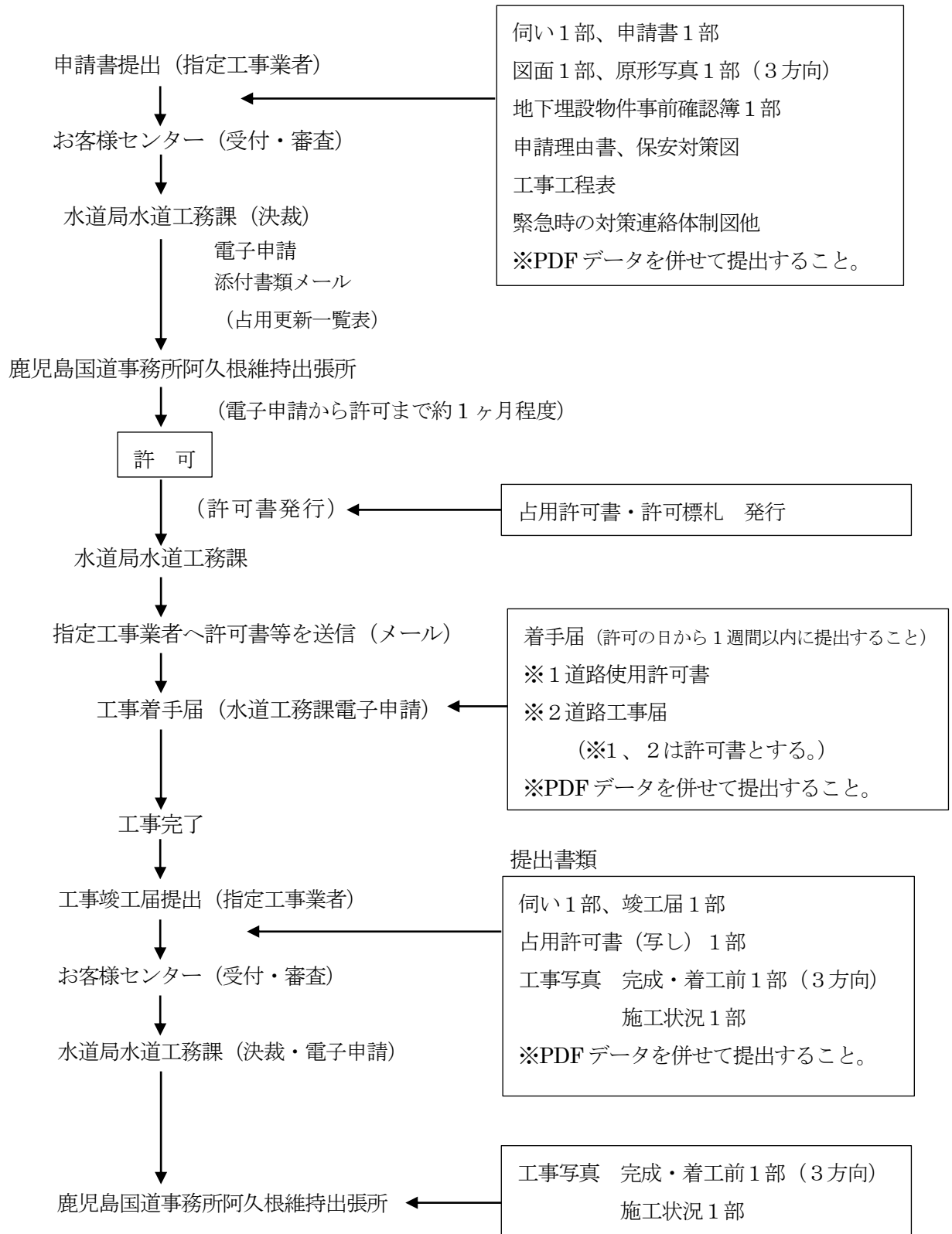
(5) 国道・県道申請の場合（北薩地域振興局）（国道3号を除く）

申請箇所事前協議 → 舗装構成・影響幅・埋設深さ等
 （指定工事業者は北薩地域振興局と事前協議を行う） 申請書類一式



(6) 国道3号の場合（鹿児島国道事務所阿久根維持出張所）

申請箇所事前協議 → 舗装構成・影響幅・埋設深さ等
 （指定工事業者は阿久根維持出張所と事前協議を行う）申請書類一式



3. 申請書の記入方法

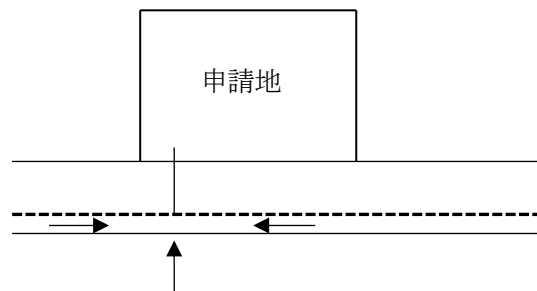
道路占用許可申請書等の記入については、次のとおりである。記載例については様式－1を参考にすること。

(1) 申請書

- ア 年月日は記入しない。
- イ 占用場所欄に路線名、その右横に申込者名を記入する。
- ウ 占用場所箇所は〇〇〇町〇〇番〇〇号まで記入する。
工事延長が長いものは起点と終点付近の地番を記入する。(〇〇～〇〇)
- エ 占用面積は布設するパイプの外径×延長を計算して記入する。
- オ 工事期間は給水引込の場合14日間の内2日間とする。
工事延長の長い場合、工期の内、実施工事期間を記入する。
- カ 申請書は工事着工予定日の2～3週間前に申請書を提出する。
国道申請は2ヶ月前に申請書を提出する。
- キ 申請に必要な書類、写真等を必要部数揃えて提出する。

(撮影方向)

→ 3方向



(2) 申請書以外の図書

完了届又は竣工届等は、占用種別毎に別途書式があるので、必要事項を記入し、提出すること。

(3) 図面作成

- ア 管の延長は本管取出部から官民境界までの長さとする。
- イ 給水管の掘削幅は0.55mを基本とする。
- ウ 舗装の絶縁線までの距離が1.2m以下の場合は全面復旧とする。
- エ 図面は位置図、平面図、断面図、復旧断面図とし縮尺を入れて作成する。
- オ 位置図には、本管口径、取出位置を入れて作成する。
- カ 図面は分かりやすく着色をする。
- キ 埋設標識シートは管頂40cmと図面に明記する。
- ク 掘削面積、影響面積、占用面積の計算式を記入する。

(様式-1) 記載例

薩水工占第 号
平成 年 月 日

道路占用許可
道路占用料減免 申請書
道路工事施行許可

薩摩川内市長 岩切 秀雄 様

住 所 薩摩川内市神田町3番22号
氏 名 薩摩川内市水道事業
薩摩川内市長 岩切 秀雄

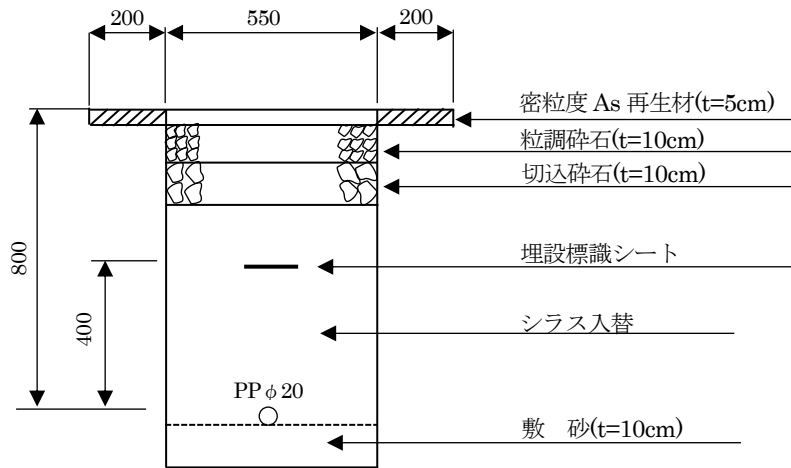
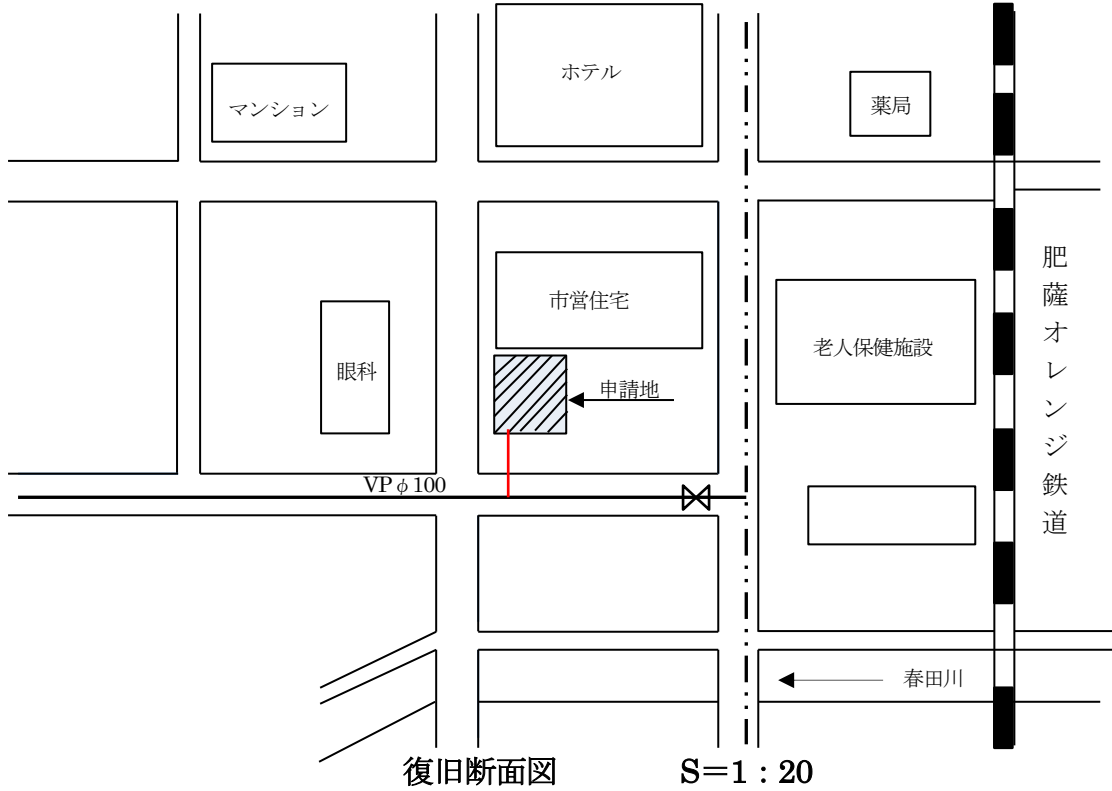
次のとおり道路占用許可及び道路占用料の減免を受けたいので、薩摩川内市道路占用に関する規則第2条及び第8条の規定により申請します。

1 占用の目的	(給水管・配水管) 埋設			
2 占用の場所	路線名	市道〇〇〇〇線 (薩摩 次郎 宅) ←申込者名記入		
	箇所	薩摩川内市〇〇〇町〇〇〇〇-〇番地 先		
3 占用の面積等	面積	延長	掘削幅	掘削面積
	0.0675㎡	2.5m	0.55m 長さ 2.3m	1.265㎡ 影響面積 2.06㎡
4 占用物件の構造	PPφ20mm L=2.5m			
5 占用の期間	平成29年 4月 1日から 平成36年 3月31日まで			7年間
6 工事の期間	平成29年 4月 1日から 平成29年 4月14日まで			内 2日間
7 工事の実施方法	請負	住所 薩摩川内市〇〇〇町〇〇〇〇番地		
	直営 委託	請負人の 氏名 (株)〇〇水道 代表取締役〇〇〇〇		
8 道路の復旧方法	原形復旧			
9 添付書類	(1) 占用場所の位置図、平面図、断面図及び実測求積図 (2) 占用物件の構造図、設計書及び仕様書 (3) 利害関係人があるときはその同意書 (4) 市長が特に必要と認める書類			
10 減免をうけようとする占用料	全額免除			
11 減免の理由	薩摩川内市道路占用料徴収条例第3条第1項第7号に規定する事業に占用するため。			
12 その他	交通規制：		受付番号：	
	片側通行 9:00~16:00			

(様式-1)

占用図面
位置図

申請箇所がわかるように詳しく書くこと。(住宅地図でも可。)
※管種、口径、取出し位置を記入のこと。



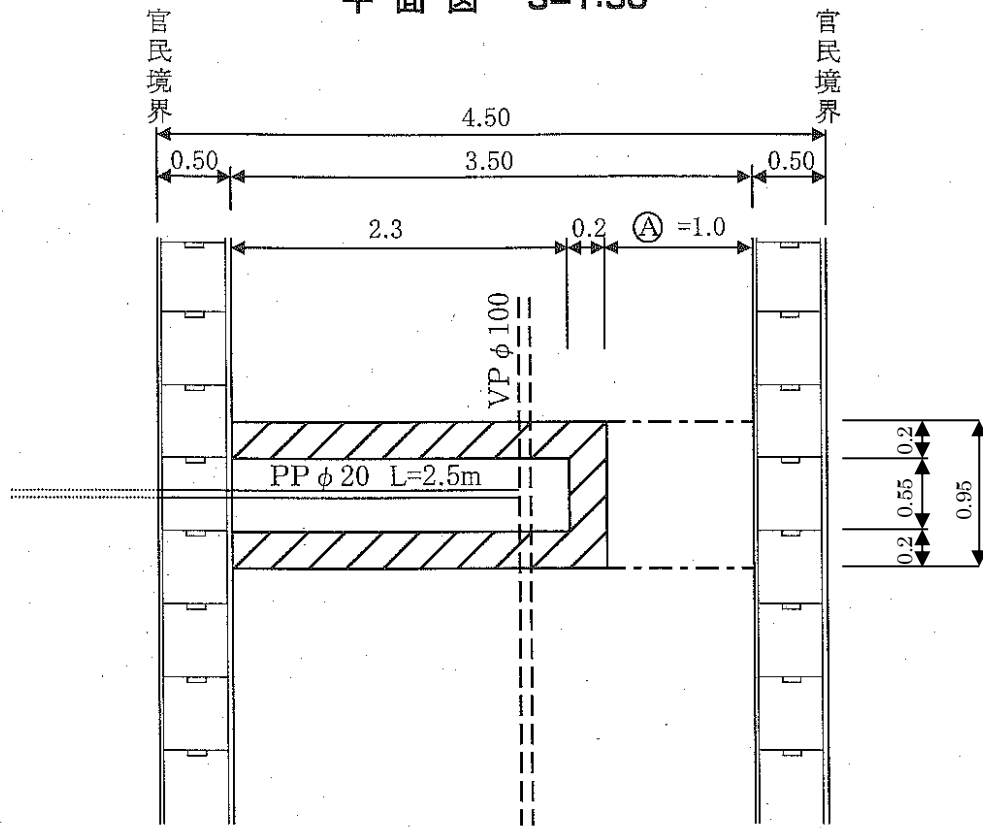
PP φ20 L=2.5m

掘削面積 $0.55 \times 2.30 = 1.265 \text{ m}^2$

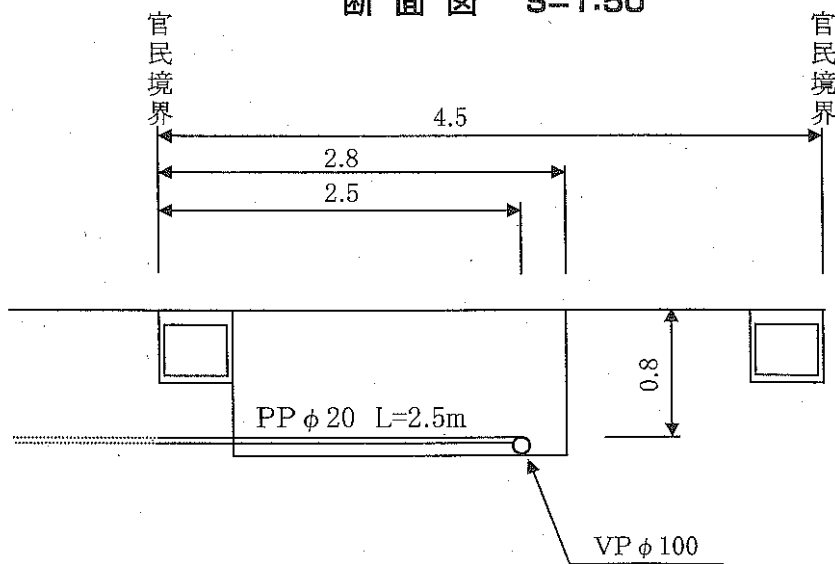
影響面積 $(0.95 \times 2.5 - 1.265) + (0.95 \times 1.00) = 2.06 \text{ m}^2$

占用面積 $0.027 \times 2.50 = 0.0675 \text{ m}^2$

平面図 S=1:50

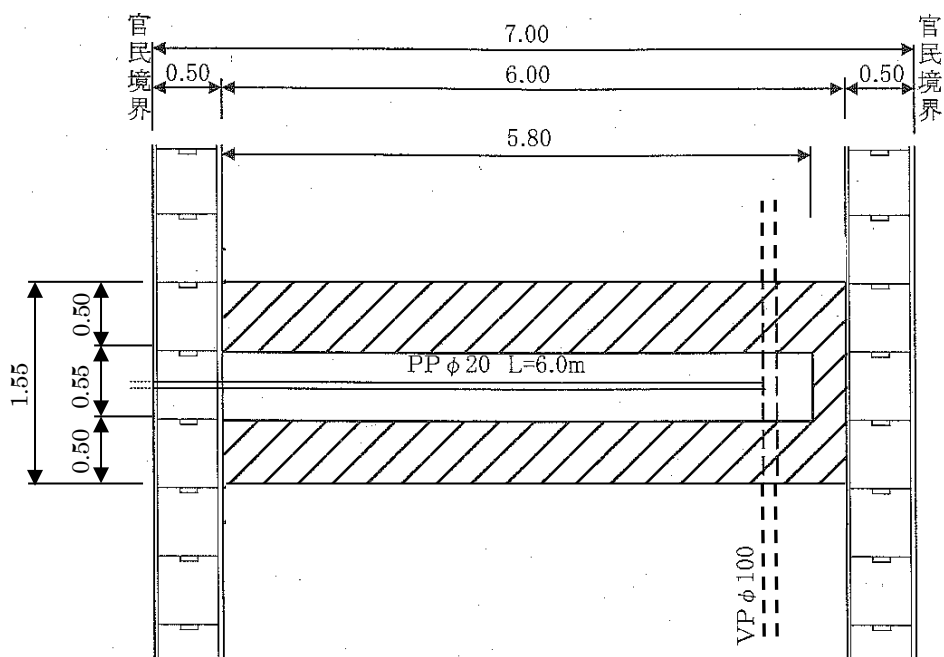


断面図 S=1:50

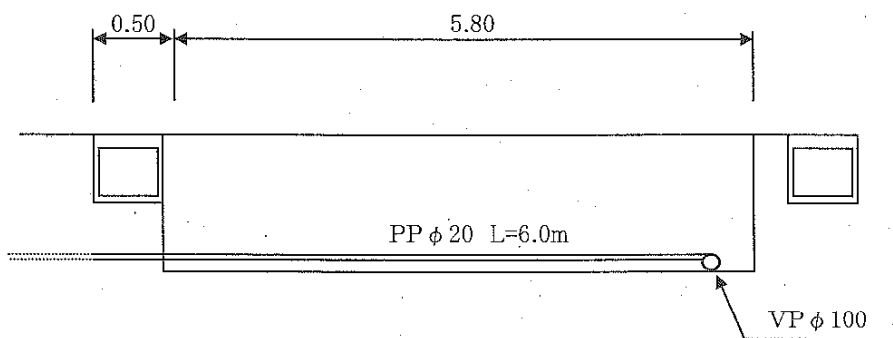


(注) ①が 1.2m 未満となるため ー・ー・ー 部まで復旧となる。

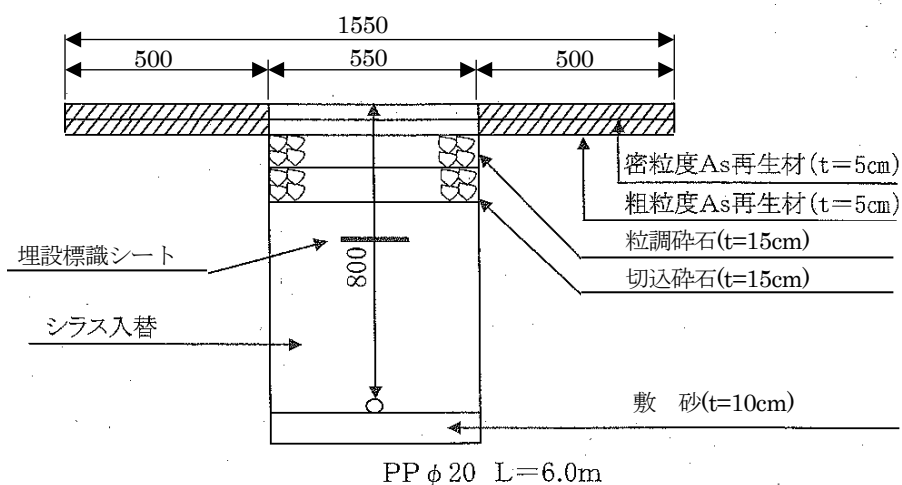
平面図 S=1:50



断面図 S=1:50



復旧断面図 S=1:20

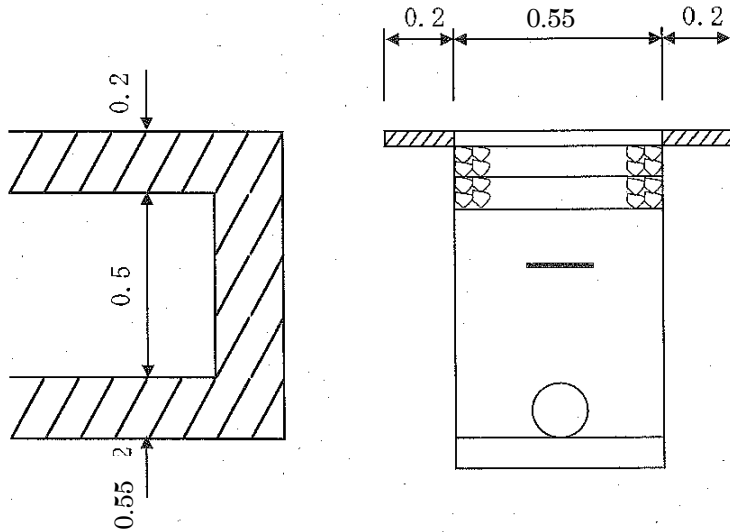


(注) 施工箇所により舗装構成及び影響幅等が違うので事前協議が必要。

道路種類ごとの復旧断面

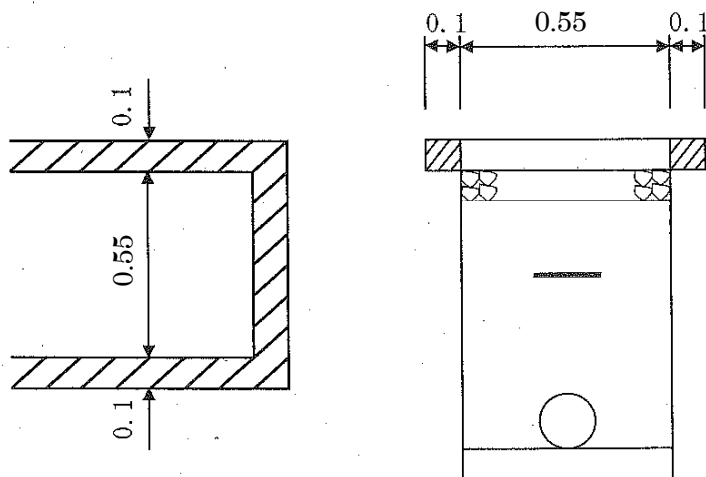
ア 市道

(アスファルト)



アスファルト 5cm (再生材使)
 粒調碎石 (30mm 以下) 10cm
 再生碎石 (RC-30) 10cm
 シラス入替
 敷砂 (10cm)

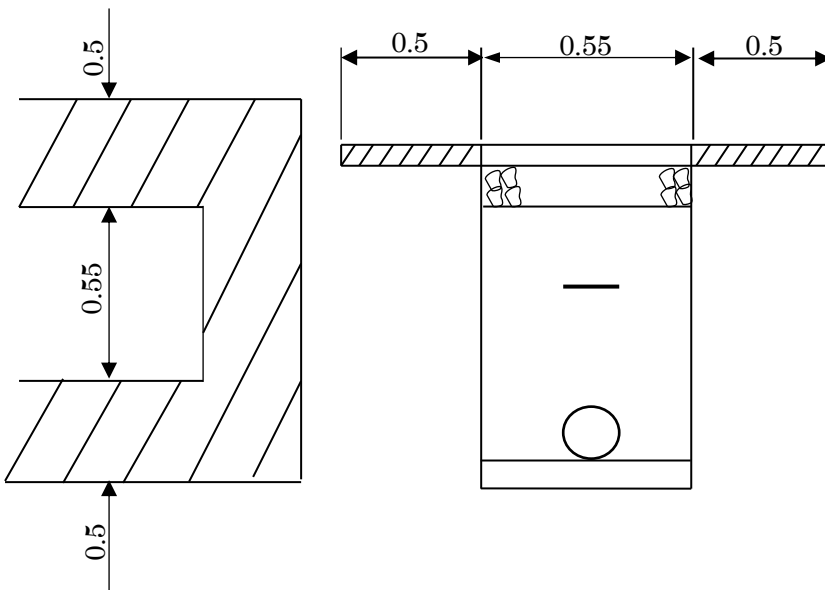
(コンクリート)



コンクリート 7cm~25cm
 再生碎石 (RC-30) 10cm
 シラス入替
 敷砂 (10cm)

イ 県道 (注) 施工箇所により舗装構成が違うので事前協議が必要。

(アスファルト)



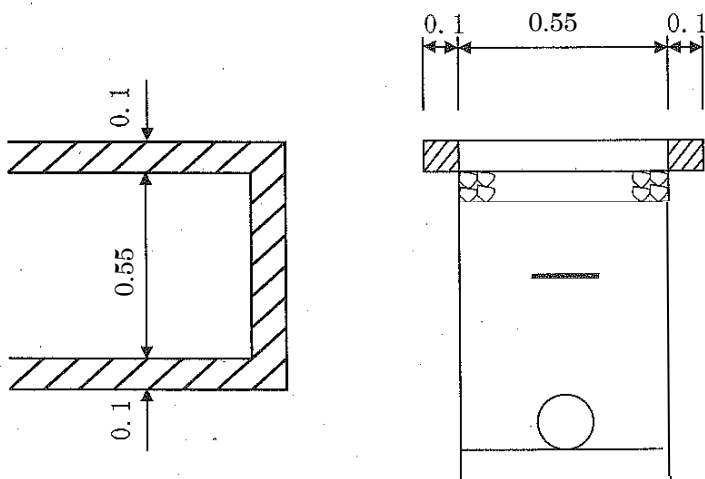
(歩道)

スファルト 5cm (再生材使)
再生碎石 (RC-30) 10cm
シラス入替
敷砂 (10cm)

(車道)

アスファルト 10cm (2層)
(再生材使用)
粒調碎石 (M-30) 15cm
再生碎石 (RC-30) 15cm
シラス
敷砂 (10cm)

(コンクリート)

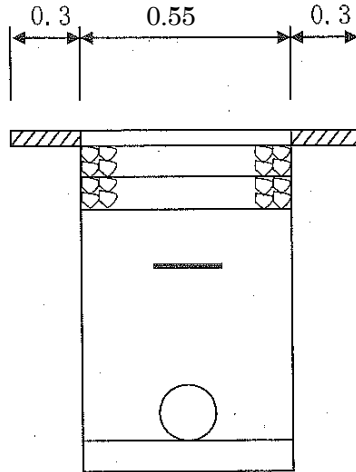
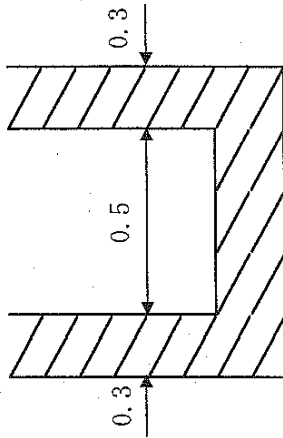


(歩、車道部)

コンクリート 7cm~25cm
再生碎石 (RC-30) 10cm
シラス入替
敷砂 (10cm)

ウ 国道 (注) 施工箇所により舗装構成が違うので事前協議が必要。

(アスファルト)



(歩道)

アスファルト 4cm (再生材使用)
再生碎石 (RC-40 以下) 10cm
シラス入替
敷砂(10cm)

(乗り入れ部)

アスファルト 5cm (再生材使用)
粒調碎石 (40mm 以下) 10cm
再生碎石 (RC-40) 15cm
シラス入替
敷砂(10cm)

(コンクリート)

※別途管理者と協議のこと。

4. 工事写真

- (1) 工程写真は次の通り撮影すること。
 - ①着工前
 - ②掘削部舗装切断
 - ③配管状況（床堀を含む）
 - ④埋戻し（埋設シート設置）
 - ⑤下層路盤（仕上厚確認）
 - ⑥上層路盤（仕上厚確認）
 - ⑦影響舗装部切断
 - ⑧乳剤散布
 - ⑨表層（転圧状況）
 - ⑩完成
- (2) 工事完了後14日以内に提出すること。
- (3) 工事写真は全てカラー写真とすること。
- (4) 完成写真は着工前と同様3方向とし、全景が入るように撮影すること。また、路面清掃後、撮影すること。
- (5) 工事写真は全て同一方向から撮影すること。
- (6) 埋設シートを確実に設置し、撮影すること。
- (7) 着工前の写真はポール又はマーキングにより本管位置、給水管の配管予定位置がわかるようにすること。
- (8) 埋戻し写真は転圧中を撮影すること。（砂入替の場合は水締めを十分行ったのち、転圧中の写真を撮影すること。）
- (9) 路盤及び表層は厚みが確認できる写真を添付すること。
- (10) 工事は全て申請書のとおり施工すること。ただし、許可書に条件が記載してある場合はそれに従い施工すること。

5. 取出し工事の注意事項

- (1) 降雨のおそれのあるときは、掘削しないこと。
- (2) 側溝下貫きの場合は管打込により施工すること。
- (3) 埋戻しは、シラス（新土）入替を原則とする。また、湧水等がある場合は砂入替とする。
- (4) 埋設深さは0.8mを基本とするが、本管が浅い場合、その他事情がある場合は、事前に道路管理者と協議をすること。
- (5) 埋戻土をダンプから直接投入してはならない。
- (6) 乳剤散布する場合は他の舗装面に乳剤が散らばらないように散布する。又、均一に散布すること。
- (7) 本復旧までの間、上層路盤でおく場合は碎石の補充や飛散防止等の管理を徹底すること。また、交通量の多い場所及び急坂部では、仮舗装を行うこと。
- (8) コンクリート目地を境に切る場合はエラストイトを入れて復旧すること。
- (9) 取出部の区画線復旧は舗装完了後、道路管理者の指示に従い、速やかに復旧すること。（復旧後完成とする。）
- (10) コンクリート舗装は厚みに関係なく10cmの影響をとること。
- (11) 工事期間内に全ての工事を終わらせること。
- (12) 安全施設の設置に留意すること。
- (13) 道路の掘削作業にあたり「キャタピラ」付の重機を使用する場合は、舗装面にキズをつけないように必ず敷物を使用すること。

6. 道路占用許可申請の注意事項

(1) 道路を掘削した場合の路面復旧の範囲について

占用のため掘削した道路を復旧する場合において、埋戻し又は表面仕上げは、掘削部分及び掘削部分に接続する道路の部分のうち、舗装道路にあつては掘削部分の外側の舗装絶縁線（掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次の式によって計算した n の値に 1.2 メートル（道路中心線の方向に垂直な舗装の絶縁線が膨張目地である場合にあつては、1.8 メートル）を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端から距離が n の値の直線）で囲まれた部分、舗装道以外の道路にあつては掘削部分の幅に 0.1 を乗じて得た値に相当する直線で囲まれた部分について行うものとする。

$$n = k \cdot t$$

この式において k 及び t は、それぞれ次の値を表すものとする。

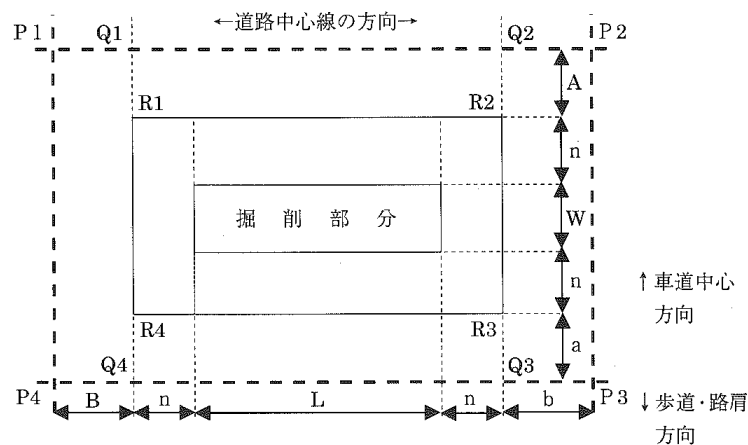
k	セメントコンクリート舗装の道路にあつては、1.4、アスファルト系の道路にあつては、1.0
t	掘削部分の路盤の厚さ

(2) 道路の構造、交通の状況、土質等の関係から前項に規定する部分についての表面仕上げによっては掘削前の構造耐力を保持することが困難であると認められる場合においては、表面仕上げは当該部分に加えて掘削前の構造耐力を保持するため必要な部分について行うものとする。

(参考) 舗装道における路面復旧の範囲図

道路法施行規則第 4 条の 4 の 7 第 1 項に規定された舗装道路における路面復旧の範囲の一例を例示すると次のとおりである。

例図



(注)

$$n = k \cdot t$$

k : セメントコンクリート舗装の道路にあつては、1.4、アスファルト系舗装の道路にあつては、1.0

t : 掘削部分の路盤の厚さ

$A+n$ 、 $a+n$ 、 $B+n$ 、 $b+n$: 掘削部分の端から舗装絶縁線までの距離

L : 掘削部分の延長

W : 掘削部分の幅

----- : 舗装絶縁線（目地、版端等をいう）

当該例図における例1～4の場合の路面復旧の範囲について示すと次のとおり

例1 A、a、B、bが全て1.2m未満である場合

舗装絶縁線で囲まれた範囲（P1、P2、P3、P4で囲まれた範囲）について表面仕上げを行う。

例2 A、aが1.2m未満、B、bが1.2m以上である場合

Q1、Q2、Q3、Q4で囲まれた範囲について表面仕上げを行う。

例3 aが1.2m未満、A、B、bが1.2m以上である場合

R1、R2、Q3、Q4で囲まれた範囲について表面仕上げを行う。

例4 A、a、B、bが全て1.2m以上である場合

R1、R2、R3、R4で囲まれた範囲について表面仕上げを行う。

(注) 1 舗装道路で道路中心線の方向に垂直な舗装絶縁線が膨張目地である場合は、B、bについての各例の「1.2m」を「1.8m」と読み替える。

2 路面復旧（表面仕上げ）を行うべき部分 で囲まれた部分

(3) 道路法施行規則第4条の4の7中「掘削部分の路盤の厚さ」の取扱について

① 「掘削部分の路盤の厚さ」は、掘削部分の上層路盤と下層路盤の厚さの和とする。

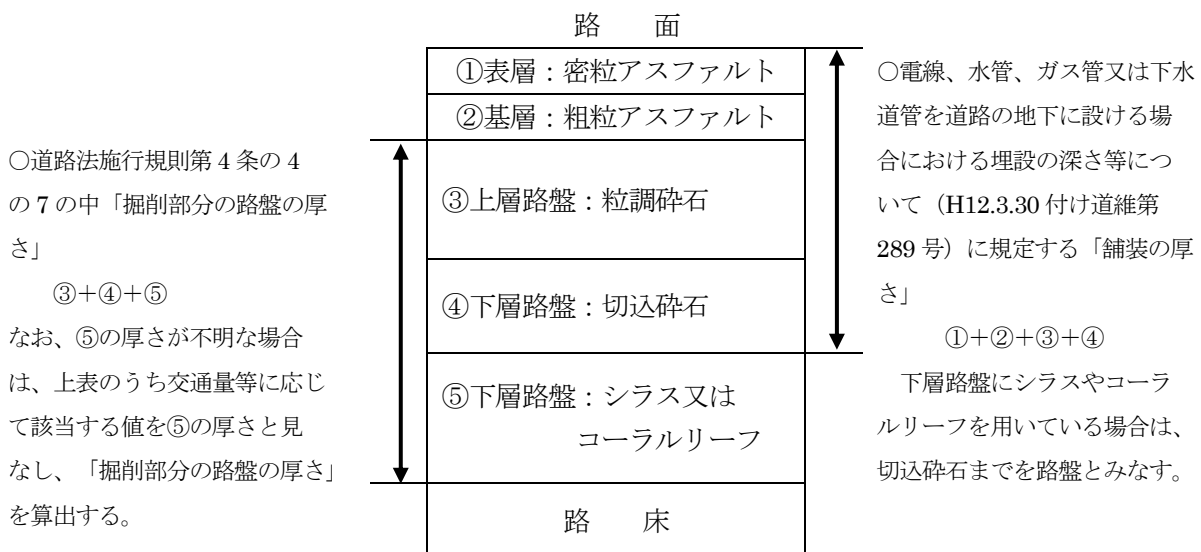
したがって、下層路盤材として切込砕石以外の材料（シラス、コーラルリーフ等）を使用しているものについても、下層路盤に含まれ、路盤の厚さに算入するものとする。

② 下層路盤の厚さが不明な場合には、占有者により路盤厚調査が行われる場合を除き、シラス又はコーラルリーフを用いた下層路盤は、次表のうち交通量に応じて該当する値を厚さとみなし、路盤の厚さを算出するものとする。

○交通区分別下層路盤（シラス又はコーラルリーフ）の厚さ

交通区分	下層路盤（シラス）	下層路盤（コーラルリーフ）
L交通	15cm	15cm
A交通	35cm	30cm
B交通	50cm	40cm

(参考) 占用工事等に関する舗装厚及び路盤厚



7. 占用の関係法令

○ 道 路 法 （抜すい）

第三節 道路の占用

（道路の占用の許可）

第 32 条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合においては、道路管理者の許可を受けなければならない。

- (1) 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- (2) 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- (3) 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- (4) 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- (5) 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- (6) 露店、商品置場その他これらに類する施設
- (7) 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの。

2 前項の許可を受けようとする者は、下の各号に掲げる事項を記載した申請書を道路管理者に提出しなければならない。

- (1) 道路の占用（道路に前項各号の 1 に掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用することをいう。以下同じ。）の目的
- (2) 道路の占用の期間
- (3) 道路の占用の場所
- (4) 工作物、物件又は施設の構造
- (5) 工事実施の方法
- (6) 工事の時期
- (7) 道路の復旧方法

3 第 1 項の規定による許可を受けた者（以下「道路占用者」という。）は、前項各号に掲げる事項を変更しようとする場合においては、その変更が道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのないと認められる軽易なもので政令で定めるものである場合を除く外、あらかじめ道路管理者の許可を受けなければならない。

4 第 1 項又は前項の規定による許可に係る行為が道路交通法第 77 条〔道路使用の許可〕第 1 項の規定の適用を受けるものである場合においては、第 2 項の規定による申請書の提出は、当該地域を管轄する警察署長を経由して行うことができる。この場合において、当該警察署長は速やかに当該申請書を道路管理者に送付しなければならない。

5 道路管理者は、第 1 項又は第 3 項の規定による許可を与えようとする場合において、当該許可に係る行為が道路交通法第 77 条第 1 項の規定の適用を受けるものであるときは、あらかじめ当該地域を管轄する警察署長に協議しなければならない。

〔改正・昭和 35 法 105・昭和 46 法 46〕

参 照 〔権限代行―法 27、令 4～6、特別措置法 6 の 2①・7①・7 の 6・7 の 11・7 の 19〔警察署長の道路の使用許可―交通法 77～79〕〔国等の占用の特例―法 35〔水道、電気、ガス事業等のための占用の特例―法 36〔地方鉄道、軌道の特例―地方鉄道法 4・16、軌道法 2・4・6〔石油パイプラインの特例―石油パイプライン事業法 35〔監督処分―法 71〔予定地準用―法 91②〔不服の申立の特例―法 96⑤〔長の専決―法 97〔権限の委任―法 97 の 2、令 39〔罰則―法 100 1・101 1・〔政令で定めるもの―令 7〔占用の期間―令 9〔占用の場所―令 10～13〔占用物件の構造―令 14〔工事実施の方法―令 15・15 の 2〔工事の時期―令 16〔道路の復旧方法―令 17〔政令で定める軽易な変更―令 8〔共同溝の特例―共同溝整備法〔意見取―特別措置法 17

参考規定―道路運送法 74・75、鉱業法 64・64 の 2、建築基準法 44、屋外広告物法 3～6、駐車場法 17

○薩摩川内市道路占用に関する規則（抜粋）

（占用許可の申請等）

- 第2条 道路の占用の許可（以下「占用許可」という。法第35条の規定による同意を含む。以下同じ。）を受けようとする者及び占用許可に係る事項の変更の許可を受けようとする道路占用者は、道路占用許可申請（協議）書（道路法施行規則別記様式第5）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、占用許可に当たり、必要があると認めるときは、申請者に対し、市内に住所又は事務所を有する連帯保証人を求めることができる。
 - 3 市内に住所又は事務所を有しない者が占用許可を受けようとするとき、又は占用物件の維持修繕を申請者自らが行うことができないときは、占用物件を常時安全に維持するため、市内に住所又は事務所を有する者のうちから占用物件の管理者を選任しなければならない。
 - 4 道路占用許可申請（協議）書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - (1) 占用の場所の付近の見取図並びに占用の場所の平面図、断面図及び実測求積図
 - (2) 道路を占用する工作物、物件若しくは施設及び占用に関する工事の設計書又は仕様書
 - (3) 利害関係人があるときは、その同意書
 - (4) 数人が共同で占用するときは、代表者について、その権限を証する書類
 - (5) 前項の管理者の道路占用物件管理者届（様式第1号）
 - (6) 他の法令の規定により行政庁の許可、認可等を要する行為又は工作物、物件若しくは施設の設置に関し行政庁の許可、認可等を要するものについては、その許可、認可等があったことを証する書類
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める書類

○薩摩川内市道路占用料等徴収条例（抜粋）

（占用料の免除等）

- 第3条 市長は、道路の占用が次の各号のいずれかに該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。
- (1) 法第35条に規定する事業（道路法施行令（昭和27年政令第479号）第19条に規定するものを除く。）及び地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業のため占用するとき。
 - (2) 他の地方公共団体及び法第35条に規定する事業を除くその他の公共団体において公用又は公共用に占用するとき。
 - (3) 通路を設けるために必要な路端法敷及び側溝上を占用するとき。
 - (4) 街路灯及び防犯灯を設置するため占用するとき。
 - (5) 地先から雨水及び汚水を側溝に排水するため必要な排水管の埋設のために占用するとき。
 - (6) 恒例による松飾、祭日、縁日及び市日のために臨時に占用するとき。
 - (7) 水管、ガス管等の各戸引込管及びかんがい施設の設置のために占用するとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

○ 河 川 法 （抜すい）

（土地の占用の許可）

第24条 河川区域内の土地（河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。）を占用しようとする者は、国土交通省で定めるところにより河川管理者の許可を受けなければならない。

参 照 〔1級河川における特定水利使用に関するものの知事・地整局長への非委任一令2・53〔許可申請の手続等一規則11・12・15・39～41〔占用の特則一施工法19〔二級河川における特定水利使用に関するものの許可一法79②3、令47〔処分の際の協議一法15・35①、36、水産資源保護法18③〔知事への通知一法32④〔条件一法90〔監督処分一法75〔国の特例一法95〔土地占用料一法32〔みなし許可一法87、施行法20①〔許可に基づく地位の承継一法33〔権利の譲渡一法34〔罰則一刑法235の2

（工作物の新築等の許可）

第26条 河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、河川管理者の許可を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除却しようとする者も同様とする。

参 照 〔1級河川における特定水利使用に関するものの知事・地整局長への非委任一令2、53〔許可申請の手続等一規則11、15、39～41〔一級河川における認可・大臣承認一法79①、令453〔二級河川における特定水利使用に関するものの認可一法79②3、令47〔ダムに関する特則一法44～51〔処分の際の協議一法15・35①・36、水産資源保護法18③〔構造基準一法13〔使用制限一法30〔用途廃止の届出・現状回復命令一法31〔工事の受託一法37〔条例一法90 監督処分一法75〔国の特例一法95〔みなし許可一法87、施工法20① 軌道法6、砂利採取法27〔許可に基づく地位の承継一法33〔罰則一法102 2・105 4・106 3・107